

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	業者番号
(株)安藤・間	東京都港区東新橋 1－9－1	1-020330
菅原建設(株)	水戸市六反田町 1213－1	1-002386
(株)中井工務店	高萩市高萩 349－1	2-016943
木部建設(株)	東京都武蔵野市御殿山 1－6－10	1-006794

注) 業者番号「1－」は国土交通大臣許可、「2－」は茨城県知事許可を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 7 月 29 日～令和 8 年 8 月 28 日（1 ヶ月）

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事

4. 事実概要

安藤ハザマ・菅原・中井特定建設工事共同企業体が施工する、高萩工事事務所発注の 06 県単道改第 06-03-973-Z-001 号道路改良工事((仮称)大久保町第 2 トンネル)のトンネル掘削中の工事現場において、令和 7 年 9 月 10 日、安全管理の不適切により、バックホウの後退に巻き込まれた 1 次下請け作業員 1 名が死亡する事故を起こした。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 29 年要領第 3 号）別表第 1 第 8 号イに該当する。

なお、(株)中井工務店、木部建設(株)については、有資格者ではないが、「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」（平成 29 年要領第 3 号）第 1 1 条第 2 項に基づき、指名停止措置を行う。

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9－2 9 7－5 0 0 5（直通）